

「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」ヒアリング項目に対する意見

平成 24 年 3 月 14 日
仙台市消費生活センター 熊谷純一

1 消費者庁・消費者委員会発足後 2 年間の消費者行政における取り組みの評価

- 消費者庁及び消費者委員会の設置（平成 21 年 9 月）による国の姿勢の表明
- 地方公共団体の消費者行政（「固有事務」「自治事務」）との関連
- 国の支援（地方消費者行政活性化基金等）
- 「消費者行政推進基本計画（平成 20 年 6 月 27 日）」の 6 つの原則に照らした評価
 - ① 便利で分かりやすい＝消費者庁及び消費者委員会の設置、一元的な相談窓口、情報収集など
 - ② 消費者・生活者がメリットを十分実感できる＝広い所管事項、司令塔の役割、すき間事案、違法収益剥奪対応など
 - ③ 迅速な対応＝実動部隊の不存在、他省庁との調整など
 - ④ 専門性の確保＝各種専門委員会や調査部会などの設置、人材の採用など
 - ⑤ 透明性の確保＝各種会議の資料・議事録の公開など
 - ⑥ 効率性の確保＝強力な指導力や機動性など

2 国民生活センターの各機能の国への移管に当たり、強化すべき点、留意すべき点

- ① 全国の消費生活センター等に対する支援（地方支援）
研修業務による支援、経由相談による支援の重要性
 - ② 国民・消費者に対する注意喚起
被害発生未然防止という点からの強化の必要性
 - ③ 制度等に関する改善要望について
実効性の保障
- ◇ 機能が国に移ることによる有権的解釈の可能性とこれによる活動への影響

3 以上の点を踏まえて、

(1) 消費者行政に係る体制の在り方

- ・ タイムリーな対応への要求に対する機動性の確保
(国が実施する場合の国の対応への影響)

(2) 特に、国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織

- ・ 自己完結型に機能を果たせる組織
(機能を国の組織に個別に取り込むのではなく)